

(別紙)

平成25年7月31日

(最終改訂：令和7年10月31日)

金融庁

金融商品取引業等に関するQ & A

(中略)

令和7年10月31日追加

(暗号資産ETFを原資産とするデリバティブ商品関係)

(問6) 海外で組成された暗号資産ETFを原資産とするデリバティブ商品を顧客に提供したいと考えていますが、取扱いが可能ですでしょうか。

(答)

個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものですが、特定の暗号資産を組み入れたETFは、実質的に当該暗号資産の価格にその純資産価格が連動するものであるため、例えば、こうしたETFを用いた差金決済取引は、暗号資産の価格（これに基づいて算出した数値を含む。）を用いた差金決済取引やこれに類似する取引に該当し、金融商品取引法第29条の2第1項第9号に規定する暗号等資産又は金融指標に係るデリバティブ取引として、暗号資産の特性を踏まえた規制の対象になるものと考えられます。

いずれにしても、現状、日本国内において、暗号資産ETFの組成や販売は認められておりません。

このような中、海外で組成された暗号資産ETFを原資産とするデリバティブ商品を取り扱うことは、投資者にとって十分に環境整備されていない中での商品提供となり、投資者保護上の懸念があることから、金融庁としては望ましくないと考えています。

なお、金融商品取引法第29条の2第1項第9号に係る登録が完了している場合においても、当該デリバティブ商品の取扱いは、上記のとおり望ましくないと考えています。